

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 6 月 18 日

申請者 氏名又は名称 パナソニックコンシューマーマーケティングカブシキガイシャ
 パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社
 住所 大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号
 代表者氏名 代表取締役 ミヤチ シンジ 宮地 晋治
 電話番号 06(6949)2301
 FAX番号 06(6949)5261
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 6 月 18 日

届出者 パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社
大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号
代表取締役 宮地 晋治



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	パナソニック コンシューマーマーケティングカブシキガイシャ パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社		
住 所	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号		
フリガナ 代表者の氏名	ミヤチ シンジ 代表取締役社長 宮地 晋治		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員氏名	オオタ アユム 取締役 太田 歩	---	令和3年5月31日
役員氏名	---	ミエダ マサル 取締役 三枝 大	令和3年6月1日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 6 月 18 日

申 請 者

氏名又は名称 パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社
住 所 大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号
代表者氏名 代表取締役 宮地 晋治



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府中央区城見二丁目1番61号
パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社

会社法人等番号	1200-01-016657	
商号	松下ライフエレクトロニクス株式会社	平成13年10月 1日変更
		平成13年10月 1日登記
	パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社	平成18年 4月 1日変更
		平成18年 4月 3日登記
本店	大阪市北区末広町2番40号	平成13年 7月 1日移転
		平成13年 7月31日登記
	大阪府中央区城見二丁目1番61号	平成26年 2月10日移転
		平成26年 2月10日登記
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和41年5月21日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. パナソニック株式会社およびその関連会社の取扱う商品の販売、修理および保守・アフターサービス業務 2. 前号のほかパナソニック株式会社が特に指定する商品の販売、修理および保守・アフターサービス業務 3. 建築工事・大工工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、建具工事および消防施設工事の設計、施工、請負、監理ならびにコンサルタント業務 4. 医療機器の販売および修理 5. 通信専用回線の利用、保守等電気通信に関するサービスの提供 6. 情報通信機器および周辺装置、端末機器の販売 7. 各種ソフトウェアの販売 8. 不動産の賃貸 9. 古物商業 10. 特定および一般労働者派遣事業 11. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務 12. 前各号の業務に付帯する一切の業務 	
単元株式数	1000株	平成17年 6月22日設定
		平成17年 9月15日登記

発行可能株式総数	2258万5456株	平成13年10月1日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 72万433株	平成25年4月1日変更
		平成25年4月4日登記
株券を発行する旨 の定め	当社は、株式に係る株券を発行する。 平成18年6月23日変更	平成18年6月30日登記
		平成30年6月25日廃止 平成30年6月29日登記
資本金の額	金10億円	平成19年3月28日変更
		平成19年4月2日登記
	金1億円	令和2年3月27日変更
		令和2年3月27日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するに際しては取締役会の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 <u>吉清和芳</u>	平成29年6月23日重任
		平成29年6月29日登記
	取締役 <u>吉清和芳</u>	令和1年6月25日重任
		令和1年7月4日登記
		令和3年3月31日辞任
		令和3年4月1日登記
	取締役 <u>二宮一正</u>	平成29年6月23日重任
		平成29年6月29日登記
		平成30年9月30日辞任
		平成30年10月3日登記

	<u>取締役</u>	<u>河野明</u>	平成29年 6月23日重任
			平成29年 6月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>河野明</u>	令和 1年 6月25日重任
			令和 1年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>中島幸男</u>	平成29年 6月23日重任
			平成29年 6月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>中島幸男</u>	令和 1年 6月25日重任
			令和 1年 7月 4日登記
			令和 2年 3月31日辞任
			令和 2年 4月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>楯信浩</u>	平成29年 6月23日重任
			平成29年 6月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>楯信浩</u>	令和 1年 6月25日重任
			令和 1年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>内田義人</u>	平成29年 6月23日重任
			平成29年 6月29日登記
			平成31年 3月31日辞任
			平成31年 4月 2日登記
	<u>取締役</u>	<u>三谷敬三</u>	平成29年 6月23日重任
			平成29年 6月29日登記
			平成31年 3月31日辞任
			平成31年 4月 2日登記

	取締役	<u>陶山幸司</u>	平成29年 6月23日重任
			平成29年 6月29日登記
	取締役	<u>陶山幸司</u>	令和 1年 6月25日重任
			令和 1年 7月 4日登記
			令和 1年12月31日辞任
			令和 2年 1月15日登記
	取締役	<u>高島一彰</u>	平成29年 7月 1日就任
			平成29年 7月 4日登記
	取締役	<u>高島一彰</u>	令和 1年 6月25日重任
			令和 1年 7月 4日登記
	取締役	<u>片山哲也</u>	平成29年10月 1日就任
			平成29年10月 2日登記
	取締役	<u>片山哲也</u>	令和 1年 6月25日重任
			令和 1年 7月 4日登記
	取締役	<u>川崎哲也</u>	平成29年10月 1日就任
			平成29年10月 2日登記
	取締役	<u>川崎哲也</u>	令和 1年 6月25日重任
			令和 1年 7月 4日登記
			令和 2年 3月31日辞任
			令和 2年 4月 1日登記
	取締役	<u>安田政史</u>	平成29年10月 1日就任
			平成29年10月 2日登記
	取締役	<u>安田政史</u>	令和 1年 6月25日重任
			令和 1年 7月 4日登記

取締役	山本信義	平成31年 4月 1日就任
		平成31年 4月 2日登記
取締役	山本信義	令和 1年 6月25日重任
		令和 1年 7月 4日登記
取締役	小林直之	平成31年 4月 1日就任
		平成31年 4月 2日登記
取締役	小林直之	令和 1年 6月25日重任
		令和 1年 7月 4日登記
取締役	内田義人	令和 2年 4月 1日就任
		令和 2年 4月 1日登記
取締役	太田歩	令和 2年 4月 1日就任
		令和 2年 4月 1日登記
		令和 3年 5月31日辞任
		令和 3年 6月 3日登記
取締役	宮地晋治	令和 2年10月 1日就任
		令和 2年10月 5日登記
取締役	三枝大	令和 3年 6月 1日就任
		令和 3年 6月 3日登記
横浜市青葉区新石川二丁目22番地62 代表取締役	吉清和芳	平成29年 6月23日重任
		平成29年 6月29日登記
横浜市青葉区新石川二丁目22番地62 代表取締役	吉清和芳	令和 1年 6月25日重任
		令和 1年 7月 4日登記
		令和 3年 3月31日辞任
		令和 3年 4月 1日登記

<p>神奈川県川崎市中原区下沼部1810番地1シ ティハウス武蔵小杉1007 代表取締役 <u>二宮 一正</u></p>	平成29年 6月23日重任
	平成29年 6月29日登記
	平成30年 9月30日辞任
	平成30年10月 3日登記
<p>横浜市港南区港南台九丁目24番18号 代表取締役 <u>内田 義人</u></p>	平成30年10月 1日就任
	平成30年10月 3日登記
	平成31年 3月31日辞任
	平成31年 4月 2日登記
<p>滋賀県大津市清和町6番4号 代表取締役 <u>三谷 敬三</u></p>	平成30年10月 1日就任
	平成30年10月 3日登記
	平成31年 3月31日辞任
	平成31年 4月 2日登記
<p>東京都小金井市東町二丁目9番4号 代表取締役 <u>陶山 幸司</u></p> <p>東京都小金井市東町二丁目9番4号 代表取締役 <u>陶山 幸司</u></p>	平成31年 4月 1日就任
	平成31年 4月 2日登記
	令和 1年 6月25日重任
	令和 1年 7月 4日登記
	令和 1年12月31日辞任
	令和 2年 1月15日登記
	令和 2年 1月 1日就任
	令和 2年 1月15日登記
<p>横浜市青葉区藤が丘一丁目17番地5Brillia 藤が丘906号 代表取締役 <u>片山 哲也</u></p>	令和 2年10月 1日就任
	令和 2年10月 5日登記
<p>監査役 <u>坂田 礼司</u></p>	平成27年 6月17日重任
	平成27年 6月22日登記
	平成30年 2月28日辞任
	平成30年 2月28日登記

	監査役	窪田敏久	平成29年 6月23日重任
			平成29年 6月29日登記
	<u>監査役</u>	<u>山田健二</u>	平成29年 8月 1日就任
			平成29年 8月 2日登記
	監査役	山田健二	令和 1年 6月25日重任
			令和 1年 7月 4日登記
	<u>監査役</u>	<u>近藤昭仁</u>	平成29年10月 1日就任
			平成29年10月 2日登記
			令和 1年 6月25日退任
			令和 1年 7月 4日登記
	監査役	田崎裕人	平成30年 4月 1日就任
			平成30年 4月 2日登記
	<u>監査役</u>	<u>山崎晋一</u>	令和 1年10月 1日就任
			令和 1年10月 3日登記
			令和 3年 3月31日辞任
			令和 3年 4月 1日登記
<u>会計監査人</u>	<u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成29年 6月23日重任	
		平成29年 6月29日登記	
<u>会計監査人</u>	<u>有限責任あずさ監査法人</u>	平成30年 6月25日重任	
		平成30年 6月29日登記	
<u>会計監査人</u>	<u>有限責任あずさ監査法人</u>	令和 1年 6月25日重任	
		令和 1年 7月 4日登記	
会計監査人	有限責任あずさ監査法人	令和 2年 6月23日重任	
		令和 2年 6月29日登記	

大阪市中央区城見二丁目1番61号
パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年6月30日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成12年4月20日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和3年6月9日

東京法務局品川出張所
登記官

藤原裕美



定 款

パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社

(2018年6月25日改定)

定 款

第 1 章 総 則

商 号	第 1 条 当社は、パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社と称し、英文では、Panasonic Consumer Marketing Co., Ltd. と記す。
本 店	第 2 条 当社は、本店を大阪市に置く。
目 的	第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. パナソニック株式会社およびその関連会社の取扱う商品の販売、修理および保守・アフターサービス業務。 2. 前号のほかパナソニック株式会社が特に指定する商品の販売、修理および保守・アフターサービス業務。 3. 建築工事・大工工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、建具工事および消防施設工事の設計、施工、請負、監理ならびにコンサルタント業務。 4. 医療機器の販売および修理。 5. 通信専用回線の利用、保守等電気通信に関するサービスの提供。 6. 情報通信機器および周辺装置、端末機器の販売。 7. 各種ソフトウェアの販売。 8. 不動産の賃貸。 9. 古物商業務。 10. 特定および一般労働者派遣事業 11. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務。 12. 前各号の業務に付帯する一切の業務。
機 関	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役および会計監査人を置く。
公 告 方 法	第 5 条 当社の公告は、官報に掲載する。

第 2 章 株 式

発行可能株式総数	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、22,585,456 株とし、すべて普通株式とする。
株 券 の 不 発 行	第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行しない。
単 元 株 式 数	第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。
株 式 の 譲 渡 制 限	第 9 条 当社の株式を譲渡するに際しては、取締役会の承認を要する。

株式の割当てを受ける権利等の決定	第10条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合には、取締役会の決議によって、その募集事項、株主に株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日を定める。
株式取扱規則	第11条 当社の株式の名簿書換その他株式に関する取扱は、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

招 集	第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。
定時株主総会の基準日	第13条 当社は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。
議 長	第14条 当社の株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに代わる。
決 議 の 方 法	第15条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
議決権の代理行使	第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに委任状を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

員 数	第17条 当社の取締役は、3名以上とする。
選 任	第18条 取締役は、株主総会で選任する。 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ただし、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

代表取締役および 役付取締役	第19条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定め、また必要に応じ、 その他役付取締役若干名を定めることができる。
任 期	第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任 期の満了すべきときまでとする。
報 酬 等	第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける 財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定め る。
取 締 役 会 の 招 集 通 知	第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3 日前までに発する。 ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。
取 締 役 会 の 決 議 の 省 略	第23条 当会社は、会社法第370条に定める要件を充たしたときは、取締役会 の決議があったものとみなす。
取 締 役 会 規 則	第24条 取締役会における決議事項その他一切の細部事項に関しては、取締役 会で定める取締役会規則による。

第5章 監査役

員 数	第25条 当会社の監査役は、3名以上とする。
選 任	第26条 監査役は、株主総会で選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分 の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
常 勤 監 査 役 および常任監査役	第27条 当会社は、常勤の監査役を選定し、常任監査役を定めることができる。
任 期	第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結のときまでとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了す べきときまでとする。
報 酬 等	第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

事業年度	第30条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
剰余金の配当	第31条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行う。
配当金の除斥期間	第32条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 なお、期末配当金には利息をつけない。

令和3年4月1日

パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社

代表取締役 宮地 晋治

以上当社の定款に相違ありません。

パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社
代表取締役 宮地 晋治

